

第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）

概要

1 趣旨及び目的

男女共同参画社会基本法第14条第3項では、市町村は、国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

本市では、北本市男女共同参画推進条例11条の規定に基づき北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

この度、現行計画である第五次北本市男女行動計画の計画期間が令和4年度で終了するため、次期計画である第六次北本市男女行動計画の策定作業を進めています。計画は、男女共同参画社会を取り巻く社会の動向、これまでの市の男女共同参画の取組状況及び北本市総合振興計画との整合性を踏まえながら、これまでの取組の更なる推進及び新たな課題に対応していくための方策を抽出し、策定します。

また女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画も、本計画内に一体的に位置付けます。

2 策定時期

令和4年3月（予定）

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 策定の経緯

令和3年 7月14日	令和3年度第1回北本市男女共同参画推進委員会 ・第六次北本市男女行動計画策定事業の策定計画について審議
8月26日 ～ 9月6日	令和3年度第2回北本市男女共同参画推進委員会（書面開催） ・第六次男女行動計画策定に伴う意識・実態調査の調査方法及び内容等について審議

9月17日	市長諮問 ・ 市長から北本市男女共同参画審議会へ第六次北本市男女行動計画の策定について意見を求める諮問書の提出
9月17日 ～10月5日	令和3年度第1回北本市男女共同参画審議会（書面開催） ・ 第六次北本市男女行動計画策定事業の策定計画について審議 ・ 第六次男女行動計画策定に伴う意識・実態調査の調査方法及び内容等について審議
10月30日 ～11月22日	第六次男女行動計画策定に伴う市民意識実態調査の実施
11月17日 ～12月6日	第六次男女行動計画策定に伴う事業所アンケート調査の実施
令和4年 1月31日	令和3年度第3回北本市男女共同参画推進委員会 ・ 第六次男女行動計画策定に伴う意識・実態調査結果及び報告書の内容について審議
2月16日	令和3年度第2回北本市男女共同参画審議会（書面開催） ・ 第六次男女行動計画策定に伴う意識・実態調査結果及び報告書の内容について審議
5月31日	令和4年度第1回北本市男女共同参画推進委員会 ・ 第六次北本市男女行動計画の骨子案について審議
6月28日	令和4年度第1回北本市男女共同参画審議会 ・ 第六次北本市男女行動計画の骨子案について審議
8月25日	令和4年度第2回北本市男女共同参画推進委員会 ・ 第六次北本市男女行動計画の素案について審議
10月14日	令和4年度第3回北本市男女共同参画推進委員会 ・ 第六次北本市男女行動計画の原案について審議
10月20日 ～10月24日	令和4年度第4回北本市男女共同参画推進委員会（書面開催） ・ 第六次北本市男女行動計画の原案（修正案）について審議
11月2日	令和4年度第2回北本市男女共同参画審議会 ・ 第六次北本市男女行動計画の原案について審議

5 計画の構成

● 第1章 計画策定の趣旨

計画策定の目的、計画策定の背景となる近年の国際社会、国、県及び本市の動向並びに計画の性格を記載しています。

● 第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

統計及び本計画策定に伴い令和3年度に実施した調査により把握した本市の現状、並びに第五次北本市男女行動計画の検証結果を整理し、現在及びこれからの男女共同参画に係る課題を記載しています。

● 第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念及び目標、体系並びに数値目標を記載しています。

計画の体系は次のとおりです。

基本目標	基本的な課題	施策の方向性
基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成	1-1-① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進 1-1-② 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進
	1-2 多様性の尊重の推進	1-2-① 性の多様性に対する理解の促進
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	2-1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進	2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進
	2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現	2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備 2-2-② 子育て支援・介護サービスの充実 2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進
	2-3 女性のチャレンジ支援	2-3-① 女性の就業・起業への支援 2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

基本目標	基本的な課題	施策の方向性
基本目標 3 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	3-1 暴力根絶のための意識啓発	3-1-① 意識啓発・広報の強化 3-1-② 地域における暴力防止対策の推進
	3-2 相談体制の充実	3-2-① 相談体制の充実
	3-3 暴力被害者の保護・支援	3-3-① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保 3-3-② 被害者の自立支援
基本目標 4 安心・安全に暮らせる環境づくり	4-1 防災・防犯分野における男女共同参画の促進	4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実 4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進
	4-2 健康で安心して暮らせる環境整備	4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援 4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり
基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化	5-1 計画の総合的な推進体制の充実	5-1-① 庁内における男女共同参画の推進 5-1-② 庁内推進体制の充実 5-1-③ 計画の進行管理 5-1-④ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

● **第4章 施策の展開**

計画の体系に沿って、現状と課題を整理するとともに、取組内容及び具体的な事業内容を記載しています。